



産業廃棄物としての食品～事業者の「捨てる」責任～

執筆者: 福岡 真之介、桑形 直邦

1. はじめに

大手食品チェーンの冷凍カツが廃棄を受託した産業廃棄物処理業者により不正転売されていたことを契機に 2016 年の年初に冷凍カツ不正転売事件として報道を賑わせました。

その後、関係省庁が連携し、地方自治体も事業者への指導、消費者への注意喚起を通じて対応にあたっていました。当該産業廃棄物処理業者は負債約 9 億円で事実上経営破綻に陥ったとの報道がされ、また愛知県による 2016 年 6 月 1 日付け公表資料によれば、排出事業者が特定されず当該産業廃棄物処理業者が不適正保管している食品廃棄物について県が予算をかけて撤去することになったとのことです。

これには、協力機関の無償協力を得たとしても約 4,000 万円の支出が見込まれ、無償協力がなければさらに 2 億円を超える費用が必要になると公表されており、一事業者の経営にとどまらず少なからぬ影響を及ぼしています。

そこで本稿では、食品を破棄する事業者の法的責任を中心に取り上げてみたいと思います。

2. 廃棄物としての食品の産業廃棄物処理業者に対する委託と委託者の責任

法律は「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」として廃棄物の投棄を禁止しています(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」といいます。)第 16 条)。これに違反した場合の罰則として、個人及び法人について刑事罰が定められています¹。

¹ 個人について 5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はその併科、法人への両罰規定として 3 億円以下の罰金、当該目的で収集又は運搬した者について 3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はその併科、法人への両罰規定として 300 万円以下の罰金が定められています(廃棄物処理法第 25 条 1 項 14 号、第 26 条 6 号、第 32 条 1 項 1 号・2 号)。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

廃棄物処理法は、「廃棄物」を定義していますが、ごみ、粗大ごみなどと広範に定義されており、「廃棄物」は、さらに①産業廃棄物、産業廃棄物以外の廃棄物としての②一般廃棄物に分類されています。食品については、厳密には食品の内容、容器、包装に応じて、産業廃棄物に該当したり、事業系の一般廃棄物に該当したりすることになります。本稿では便宜上、産業廃棄物に該当する食品を対象にすることと致します。

産業廃棄物については、産業廃棄物処理法上、事業者が自ら処理しなければならないとされている一方(同法第 11 条 1 項)、産業廃棄物の運搬又は処分については産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者等に委託することが許容されています(同法第 12 条 5 項及び 6 項)。

もっとも、産業廃棄物の運搬又は処分を第三者に委託する場合には、産業廃棄物の運搬又は処分を第三者に委託して引き渡してしまえば当該産業廃棄物についての責任を免れるわけではないことに注意が必要です。産業廃棄物の処理はこれを排出した事業者の責任で処理をする必要があり、運搬又は処分の委託はその手段にすぎないからです。そこで、産業廃棄物処理法では事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を委託した場合には、産業廃棄物の引渡しと同時に運搬受託者に対して「産業廃棄物管理票」(いわゆるマニフェスト)を交付しなければなりません(同法第 12 条の 3 第 1 項)。

そして、マニフェストの写しは産業廃棄物の運搬終了時、処分終了時にそれぞれその写しが委託者たる事業者に戻付又は送付されるようになっており、当該事業者はマニフェストの写しにより産業廃棄物の運搬又は処分が終了したことを確認し、マニフェストの写しを 5 年間保存するという仕組みになっています(産業廃棄物法第 12 条の 3)。このマニフェストの仕組みを担保するために、(1)マニフェストの虚偽記載、(2)マニフェストの交付を欠いた産業廃棄物の引受け、(3)運搬又は処分終了に関する虚偽報告、(4)中間処理産業廃棄物の最終処分の確認を欠いた処分受託者によるマニフェストの写しの送付又は報告といった違反行為に対して 6 月以内の懲役又は 50 万円以下の罰金が規定されています(産業廃棄物処理法第 12 条の 4、第 29 条 8 号乃至 10 号)。

したがって、産業廃棄物の運搬又は処分を第三者に委託する場合は、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託することももちろん、マニフェストを通じて最終的な処分の完了まで確認をとることが重要です。

3. 食品ロスの問題

日本では本来食べられるのに廃棄されている、いわゆる「食品ロス」は年間約 500 万～800 万トンあると言われており(平成 22 年度推計)、その量は世界全体の食糧援助量(2011 年)の 2 倍に相当します。FAO(国連食料農業機関)によると、世界中では生産される食品の約 3 分の 1 が食べられることなく破棄されているとされています。こうした食品ロスは、新商品販売や規格変更に合わせた食品の店頭からの撤去、在庫保管するうちに発生する期限切れ、流通の過程での返品、店頭での販売期限切れ、容器包装における表示の印刷不備といった中から生じます。

このような食品ロスについては、日本人が一般的に有している「食べ物を捨てるのは農家の方に失礼だ」という価値観に反することや、環境問題を引き起こすものとして、企業の社会的責任の問題となり得ます。

食品ロスについては食品リサイクルの問題として、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下「食品リサイクル法」といいます。)に規定されています。ここでは「食品廃棄物等」の定義に「食用に供されずに廃棄されたもの」が含まれており、実際に「廃棄」された後でなくとも、売れ残り食品はこれに該当すると解されています。また食品リサイクル法は食品廃棄物等のうち「有用なもの」を「食品循環資源」と定義しており、食品ロスの対象になる食品はこれに該当すると思われます。

もっとも、食品リサイクル法において推進する再生利用とは、食品循環資源を肥料、飼料、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂・油脂製品、エタノール及びメタンの原材料として利用すること、当該利用のために譲渡することとされていることから、「食品循環資源」を再度食用に供する場合には食品リサイクル法の対象ではなくなるように思われます。

ところで、企業が社会的責任の観点からこのような食品ロスをなくすために、例えば、賞味期限が迫った大量の食品について、慈善団体の要請により当該団体に対して、あるいは食糧が不足している自然災害における緊急避難所に対して、寄附をする場合を想定してみます。実際にアメリカ大手コーヒーチェーンは、NPO と連携して、アメリカ国内で売れ残った賞味期限切れなどの食品を寄付するという発表をしています。

このような食品の寄附について、日本においては、実際には当該食品の性質や具体的な状況に応じて実際にその違法性や法

的責任が問われるかはケースバイケースであると思われますが、当該食品によって健康被害が生じた場合には、寄附をした事業者側には民法上の不法行為責任、刑法上の傷害罪、食品衛生法上の問題が生じる可能性は否定できません。そのため食品を寄附をするにあたっては、法律上の問題が生じないように、消費者に届くまで厳密な管理が必要になると考えられます。

4. まとめ

食品の破棄については、廃棄物とは知らずに転売を受けた事業者が消費者に対して販売する際の表示の問題、健康被害が生じた消費者が法的責任を問える相手方の特定など他にも法的な問題を含んでいます。

事業者にとっては食品ロスを抑制する生産計画、販売計画を立てることは当然ですが、食品の破棄にあたっての社内管理体制や基準を今一度見直す機会を持つことをお勧めします。



ふくおか しんのすけ
福岡 真之介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

s.fukuoka@jurists.co.jp

弁護士(1998年登録)、ニューヨーク州弁護士(2007年登録)。食品会社を含む企業のコンプライアンス、一般企業法務に関するアドバイスなどを幅広く手掛ける。



くわがた なおくに
桑形 直邦

西村あさひ法律事務所 弁護士

n.kuwagata@jurists.co.jp

弁護士(2004年登録)、ニューヨーク州弁護士(2012年登録)。食品に関する表示、食品・医薬品医療機器関連のコンプライアンスに関するアドバイス、調査対応などに広く携わる。

西村あさひ法律事務所では、アジア・中国・ビジネス・金融・事業再生・M&A・中米・危機管理等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <http://www.jurists.co.jp/ja/>

© Nishimura & Asahi 2016